

○西紋別地区環境衛生施設組合し尿処理施設設置条例

〔昭和 50 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 1 4 号 〕

改正 平成24年3月26日 条例第2号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の趣旨に基づき、この条例により、西紋別地区環境衛生施設組合し尿処理施設（以下「組合し尿処理施設」という。）を設置する。

(名称)

第 2 条 この組合し尿処理施設の名称は、次のとおりとする。

(1) 西紋別地区環境衛生センター

(位置)

第 3 条 この組合し尿処理施設の位置は、次のとおりとする。

(1) 興部町字秋里 9 番地の 4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。